

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和3年2月15日(月) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 青木敬博君 | 2番 | 長沢正君 |
| 3番 | 四宮和彦君 | 4番 | 宮崎雅薫君 |
| 5番 | 大川勝弘君 | 6番 | 重岡秀子君 |

○出席議員 8名

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 議長 | 佐山正君 | 副議長 | 中島弘道君 |
| 議員 | 仲田佳正君 | 議員 | 杉本一彦君 |
| 〃 | 杉本憲也君 | 〃 | 井戸清司君 |
| 〃 | 篠原峰子君 | 〃 | 佐藤周君 |

○オブザーバー 4名

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 議員 | 田久保真紀君 | 議員 | 鈴木絢子君 |
| 〃 | 浅田良弘君 | 〃 | 石島茂雄君 |

○出席議会事務局職員 5名

| | | | |
|----|------|------|------|
| 局長 | 富士一成 | 局長補佐 | 森田洋一 |
| 係長 | 鈴木綾子 | 主事 | 福王雅士 |
| 主事 | 山田拓己 | | |

○会議に付した事件

1 市議会3月定例会の運営について

- (1) 議席の変更について
- (2) 特別委員会中間報告について
- (3) 議案の付託、即決について
- (4) 請願、陳情の取扱いについて
- (5) 予算大綱質疑について
- (6) 一般質問について
- (7) 所管事務調査の議決について
- (8) 会期及び日程について
- (9) その他

2 意見書について

3 その他

- (1) 令和3年度議会費当初予算について
- (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、市議会3月定例会の運営についてを議題とする。

- (1) 議席の変更についてから(9) その他までを事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）3月定例会の運営について、順次、説明をさせていただく。

(1) 議席の変更についてからである。資料1ページをご参照いただきたいと思います。2月8日（月）、正風クラブから仲田佳正議員の会派異動届があり、同日、議員各位へお知らせした。この会派異動に伴い、議席の変更をする必要があるため、今定例会初日の冒頭に議席の変更の決定及び議席の移動をお願いする。変更する議席については、2番仲田佳正議員を10番に、これに伴い、3番鈴木絢子議員が2番に、4番浅田良弘議員が3番に、5番石島茂雄議員が4番に、6番大川勝弘議員が5番に、7番中島弘道議員が6番に、8番杉本一彦議員が7番に、9番佐藤龍彦議員が8番に、10番重岡秀子議員が9番に、正風クラブ内において、20番青木敬博議員と11番佐山正議長が入れ替わる。なお、現在の2番席は空席とし、議席番号は変わるものの、議員席自体の変更は正風クラブ以外の議員においては行わないことと考えている。

また、今会期中に開催される常任福祉文教委員会においても、委員席の変更をお願いしたいと存ずる。

(2) 特別委員会中間報告についてである。前定例会以降に開催された新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告を、初日の本会議においてお願いする。

(3) 議案の付託、即決についてである。資料の2ページから6ページまでを参照いただきたいと思います。提出議案については、報告1件、条例5件、補正予算6件、新年度予算10件、以上22件である。それぞれについて概略を説明する。

まず、報告1件について申し上げます。市認第15号 令和2年度伊東市一般会計補正予算（第10号）専決処分の報告承認についてである。市内飲食店における新型コロナウイルス感染症対策に係る奨励金支給事業に関する伊東市一般会計補正予算（第10号）を1月15日付で専決処分を行ったため、報告承認を求めるものである。なお、本補正予算の財源については、予備費での調整を行ったことから、予算規模の変更は無く、補正後の額は補正前と同額の360億7,279万5,000円となる。

補正内容は、市内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、改めて感染防止対策の徹底を図るため、市内事業所のうち、感染防止対策を実施した飲食店に対し、1店舗当たり5万円の奨励金を支給するもので、事業費については奨励金総額5,000万円に事務費を加えた、5,028万9,000円を計上し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年1月15日に専決処分を行ったことから、同条第3項により議会に報告し、承認を求めるものである。従前の例により、即決でお願いする。

次に、条例5件である。まず、市議第60号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例である。地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員、技能労務職員を採用するに当たり、国家公務員の技能労務職に対して適用する行政職俸給表(二)を導入し適用するため、伊東市一般職の職員の給与に関する条例において、技能労務職員の給料表及び等級別職務基準表について別表を追加するなどの改正を行うとともに、単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例については廃止するものである。令和3年4月1日からの施行となるが、この条例の施行の日の前日までに採用されている技能労務職員については、現行の職務の等級の号級の給料月額が適用される。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第61号 伊東市介護保険条例の一部を改正する条例である。第8期介護保険事業計画期間中の高齢者人口の推計や施設設備方針に基づき算出された介護給付費等の見込額から必要とされる第1号被保険者の介護保険料を確保するに当たり、従前から低所得者への軽減措置が実施されている中で、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による経済状況の悪化に伴う負担能力の低下に対し、最大限配慮するため、保険給付支払準備基金を活用することで、保険料を据え置くこととするほか、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の改正に基づき、保険料段階の判定基準となる所得指標や保険料段階の境目となる基準所得金額を見直し、また、租税特別措置法の改正に基づき、延滞金の割合等の特例について用語の整理を行うものである。

改正内容については、介護保険料の基準額を前計画期間と同額の68,400円とし、低所得者の保険料軽減も同率で実施すること。また、税制改正により低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設に伴い、所要の改正を行うほか、保険料段階の境目となる基準所得金額について、第7段階を120万円以上210万円未満に、第8段階を210万円以上320万円未満に、第9段階を320万円以上500万円未満に改めるとともに、租税特別措置法の改正に基づき、平均貸付割合等の用語が規定されたことに伴う延滞金の割合等の特例に係る用語の整理や個人所得課税の見直しに伴い、給与所得控除等の引下げがされたことから、保険料の年額の算定に関する基準の特例を新設するものである。令和3年4月1日からの施行となるが、附則7条の延滞金の割合等の特例の改正については公布の日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第62号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例である。地方税法施行令の一部を改正する政令が施行され、国民健康保険税の被保険者間の負担の公平化及び低所得者の負担軽減を図るため、基礎課税額の賦課限度額について61万円を63万円に、介護納付金課税額の賦課限度額について16万円を17万円に改めるもので、また、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、当該世帯の給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える改正を行うものであり、令和3年4月1日から施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第63号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例である。所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う租税特別措置法の改正により、延滞金の割合の特例に関し、平均貸付割合等の規定がされたことから、伊東市後期高齢者医療に関する条例のほか、関係条例について法律の改正内容に基づき所要の改正を行うもので、公布の日からの施行となる。改正条例が複数の所管にまたがることから、常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第64号 伊東市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例である。耐用年数を経過し、老朽化が著しく政策空き家として管理している市営住宅について、用途廃止を行うための改正で、条例別表第1中、城星住宅4戸及び逆川住宅1戸の計5戸について用途廃止を行うため管理戸数を改めるものである。公布の日から施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、補正予算6件である。まず、市議第65号 令和2年度伊東市一般会計補正予算（第11号）である。補正予算の規模は、3,769万円の減額で、補正後の予算規模を360億3,510万5,000円とするものである。本補正予算は、第1に、各種事務事業経費の整理、第2に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の計上や、経済変動対策資金融資制度に係る積立金及び利子補給金の追加など新型コロナウイルス感染症関連の予防対策や経済対策の経費の計上、第3に、令和3年度当初にかけての切れ目のない経済対策事業を実施するための経費の追加が主な内容である。歳出各款においては、例年どおり、人件費や各種事業の執行経費を整理することに加えて、生活困窮者自立相談支援事業の期間延長に伴う委託料の追加や、利用者数の増加等に伴う自立支援給付費の増額、また対象者数が見込みを下回ったことによる児童手当及び児童扶養手当の減額のほか、国庫補助金を受け入れて実施する夜間救急センターにおけるインフルエンザ流行期の発熱外来診療体制構築経費の計上や、国の施策として実施する医療従事者への新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の計上を、また、静岡県経済変動対策資金融資制度の新型コロナウイルス感染症対応枠に係る令和3年度以降の利子補給

に対応するための積立てや、期間延長に伴う利子補給金の増額、さらには、令和3年度当初にかけての経済対策のための生活環境向上対策事業の計上のほか、GIGAスクール構想加速化に併せて実施した小中学校1人1台タブレット購入経費の契約差金や学校給食期間短縮に伴う賄材料費の減額などを行うもので、歳入では、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、児童手当給付事業に係る国県補助金の減額や、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金の計上などのほか、地方消費税交付金などの減収に伴う減収補填債の計上と事業費の補正に伴う市債の増減の整理や、本補正予算の編成に当たり財源に余裕を生じたことによる財政調整基金繰入金の減額が主なものである。また、繰越明許費として25事業、4億8,839万円の計上を行っている。

次に、市議第66号 令和2年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は、13億円の追加で、補正後の予算規模を、231億610万8,000円とするものである。補正内容は、車券の売上げが好調に推移し、見込みを上回ることから、歳入において、車券売上金の増額を、歳出においては、車券売上金の増額に見合う勝者投票払戻金や、競輪施設改善基金への積立金などを追加するものである。

次に、市議第67号 令和2年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）である。補正予算の規模は、850万2,000円の追加で、補正後の予算規模を、87億7,070万円とするものである。補正内容は、歳出において、一般被保険者高額療養費などの増額や、各種事務経費等の整理が主なものであり、歳入においては、一般被保険者高額療養費の増額に伴う保険給付費等交付金の増額や保険基盤安定繰入金の増額、国保事業費納付金の財源組替えによる基金繰入金の減額が主なものである。

次に、市議第68号 令和2年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は、1,748万1,000円の増額で、補正後の予算規模を22億137万1,000円とするものである。補正内容は、歳出において、広域連合に納付する後期高齢者医療保険料負担金や保険基盤安定負担金を増額するとともに、各種事務経費等の整理を行うもので、歳入においては、後期高齢者医療保険料の増額と一般会計からの保険基盤安定繰入金の増額が主なものである。

次に、市議第69号 令和2年度伊東市下水道事業会計補正予算（第3号）である。補正予算の規模は、収益的収支において、収入を113万1,000円減額し、補正後の額を16億2,765万9,000円に、支出を1,004万4,000円減額し、補正後の額を16億527万8,000円とするもので、資本的収支においては、収入を6,009万9,000円増額し、補正後の額を8億6,213万8,000円に、支出を6,758万4,000円増額し、補正後の額を13億6,892万4,000円とするものである。補正の内容は、収

れまでの例により、2人会派に会派として5分、会派に所属していない議員それぞれに5分を上乗せして、通告に基づきお願いしたいと存ずる。なお、予算大綱質疑の通告期限は、申合せにより、市長施政方針の日から3開庁日後の正午までであるので、2月25日（木）正午までとなる。

予算大綱質疑の順序については、まず、さきの説明のとおり5人会派となった正風クラブ、次に3人会派については、ローテーションに基づき、自民・伊東新時代、公明党、清和会の順となる。続いて2人会派の日本共産党、最後に、会派に所属していない議員となる。したがって、予算大綱質疑の順序を改めて申し上げると、1番目正風クラブ100分、2番目自民・伊東新時代。60分、3番目公明党60分、4番目清和会60分、5番目日本共産党45分、6番目から8番目までは会派に所属していない議員、1人25分となる。なお、会派に所属していない議員の順序については通告順となる。

また、午前中の予算大綱質疑が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている会派の開始時間は崩さないようにして行うので、あらかじめご了承のほどお願いします。また、質疑される議員におかれては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存ずるが、質疑の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくようお願いする。

次に、(6) 一般質問についてである。申合せにより、持ち時間50分以内で、予算大綱質疑の後をお願いします。順序について申し上げる。仲田議員の正風クラブへの加入により正風クラブの構成人数が5人となり、前例に基づき大会派としての扱いとなる。これにより、会派構成は大会派1、3人の小会派3、2人会派1となり、質問順については、大小小大小大小の順となることが前例となっている。また、3人会派については、これまでのローテーションに基づき、今回は、自民・伊東新時代、公明党、清和会の順となる。したがって、1番目正風クラブ、2番目自民・伊東新時代、3番目公明党、4番目正風クラブ2人目、5番目清和会、6番目正風クラブ3人目、7番目日本共産党の順序となり、以下これを繰り返し、最後に、会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員の順序については、通告順となる。

一般質問の通告期限については、申合せにより、告示日から予算大綱質疑通告期限の前開庁日の正午までであるので、2月24日（水）の正午までとなるが、予算大綱質疑の通告と重ならないよう、通告期限にかかわらず、極力早めの通告をいただくよう、ご協力をお願い申し上げます。また、質問される議員におかれては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存ずるが、質問の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られるよう、あら

かじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくとともに、新年度予算に係る内容及び他の提出議案に直接触れないようにお願いする。

あわせて、2月1日に新型コロナウイルス感染症対策特別委員会での協議により作成した提言書を、市長への政策提言として提出したところであるので、これとの重複を避けるなど、質問内容についてはご配慮願いたい。なお、午前中の一般質問が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている質問者の開始時間は崩さないようにして行うので、あらかじめご了承のほどお願いする。

次に、(7) 所管事務調査の議決についてである。各常任委員会及び議会運営委員会所管事務に係る令和3年度議会閉会中における継続調査の議決をお願いする。会期中における各常任委員会及び議会運営委員会の開催に際し、決定をお願いしたいと存ずる。

次に、(8) 会期及び日程についてである。資料7ページ及び8ページをご覧くださいと存ずる。会期は、2月19日（金）から3月18日（木）までの28日間の提案である。先ほどの大綱質疑及び一般質問の実施人数を踏まえ、順を追って説明する。2月19日（金）は、開会后、議事に入り、会期の決定、議席の変更、特別委員会中間報告を行い、即決による令和2年度一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告、承認の後、市長施政方針演説に引き続き、条例5件、補正予算6件の計11件の説明をお願いしたいと存ずる。20日（土）、21日（日）は休会、22日（月）は、新年度予算10件の説明のみとなる。24日（水）は一般質問通告期限、25日（木）は予算大綱質疑の通告期限となる。26日（金）は本会議なし、27日（土）及び28日（日）は休会、3月1日（月）は本会議なし、2日（火）及び3日（水）の2日間は予算大綱質疑となる。4日（木）は一般質問の第1日目、5日（金）は本会議なし、6日（土）及び7日（日）は休会、8日（月）は一般質問の第2日目、9日（火）は、一般質問の第3日目で、1人の質問終了後、議案審議に入り、条例5件の所管常任委員会への付託及び補正予算6件の即決による議決をお願いしたいと存ずる。10日（水）は常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室において、午前10時から同時開催とし、11日（木）は常任総務委員会を第2委員会室において午前10時からお願いする。12日（金）は本会議なし、13日（土）及び14日（日）は休会、15日（月）及び16日（火）は本会議なし、17日（水）に議会運営委員会、18日（木）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告、決定などをお願いする。

次に、(9) その他であるが、2点ほど報告させていただく。まず、1点目である。今年度の確定申告は、2月9日（火）から2月26日（金）まで行われる。来庁者駐車場が混み合うことが考えられるが、庶務課では、地下公用車駐車場を臨時来庁者駐車場として設置し、こちら

も利用できるようになるとのことであるのでご承知おき願う。

2点目は、議席変更に伴い、市議会ホームページに掲載するための写真撮影をお願いする。定例会初日の19日（金）の閉議後、準備が整い次第、撮影に移りたいと思うので、そのまま待機いただくようお願いする。また、机の上の書類の片づけ、マイク外しなど、ご協力をお願いする。

以上で、市議会3月定例会の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 議席の変更について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議席の変更については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 特別委員会中間報告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

特別委員会中間報告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 請願、陳情の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 予算大綱質疑について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、予算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（青木敬博君）行う。

○2番（長沢 正君）行う。

○3番（四宮和彦君）行う。

○5番（大川勝弘君）行う。

○6番（重岡秀子君）行う。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、3人が実施されるとのことであるので、実施者数については、最大5会派及び会派に所属していない議員3人ということで調整し、決定させていただく。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（富士一成君）発言順序及び時間を申し上げます。第1日目、3月2日（火）の1番目正風クラブ100分、2番目自民・伊東新時代。60分、3番目公明党60分。翌日の第2日目、3月3日（水）、1番目清和会60分、2番目日本共産党45分、3番目以降会派に所属していない議員それぞれ25分となる。

○委員長（宮崎雅薫君）予算大綱質疑については、予算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により、関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても、説明のとおりお願いする。以上のとおり決定することに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、大綱質疑の通告期限については、2月25日（木）の正午までとしているのでご留意願う。

次に、(6) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（青木敬博君）1人。

○2番（長沢 正君）2人。

- 3番（四宮和彦君）2人。
- 5番（大川勝弘君）1人。
- 6番（重岡秀子君）2人。
- 委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、3人実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、最大11人ということで調整し、決定させていただく。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。
発言の順序について、事務局長から説明する。
- 事務局長（富士一成君）発言順序を申し上げる。一般質問第1日目、3月4日（木）1番目正風クラブ、2番目自民・伊東新時代。、3番目公明党、4番目清和会、5番目日本共産党。第2日目、3月8日（月）1番目公明党2人目、2番目清和会2人目、3番目日本共産党2人目、4番目会派に所属してしていない議員の1人目、5番目会派に所属してしていない議員の2人目。第3日目、3月9日（火）は会派に所属していない議員の3人目である。会派に所属していない議員の発言は通告順となる。
- 委員長（宮崎雅薫君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりお願いします。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。
なお、通告期限については、予算大綱質疑通告期限の前開庁日である2月24日（水）の正午までとしているのでご留意願う。また、予算大綱質疑の通告と重ならぬよう、通告期限にかかわらず、できる限り早目に提出いただくようご協力をお願いします。

次に、(7) 所管事務調査の議決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。
所管事務調査の議決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。
次に、(8) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(9) その他での、確定申告期間における来庁者駐車場については、混雑することが予想されるので、ご留意願う。

また、市議会ホームページ掲載用写真の撮影については、説明のとおりご了承願う。

そのほかに、3月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会3月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、日本共産党から提起の1件である。それでは、日本共産党代表の重岡委員から説明をお願いする。資料は9ページになる。

○6番（重岡秀子君）今回、この核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書の提出理由としては、昨年10月24日に、国連でホンジュラス共和国が50番目に批准し、あと2か国ぐらい加わったらしいが、50か国以上になり、90日後の今年1月22日に核兵器禁止条約が発効となった。残念ながら日本は、核兵器の被害国であるが、この条約には批准していないので、条約が発効となったのを機に日本政府も署名し批准を行うよう要望するという意見書である。アメリカのような大量の核兵器を持っている国でも、カリフォルニア州やワシントン特別区やボルチモア市議会などが独自に決議を採択しており、日本においても、全国の自治体でこの趣旨の意見書が進んでおり、県内では、昨年、三島市議会が全会一致でこの意見書を採択した。ぜひ、伊東市議会からもこの意見書を提出したいと思う。よろしく願う。

○委員長（宮崎雅薫君）提起された意見書案の取扱いについては、最終本会議前日の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、意見を伺う。

○1番（青木敬博君）会派内でも様々な意見があり、まだまとまっていないが、現在のところは反対である。

○2番（長沢 正君）会派内で協議中であり、不明な点もあるため提出会派と調整をしたいと思う。

○3番（四宮和彦君）会派内で話がまとまっていないため、賛否については保留とする。

- 5番（大川勝弘君）私どもの会派も意見がまとまっていないため、保留とさせていただきます。
- オブザーバー（田久保真紀君）内容をよく検討させていただきたいため、保留とする。
- オブザーバー（鈴木絢子君）内容を検討させていただきたい。
- オブザーバー（浅田良弘君）検討させていただく。
- オブザーバー（石島茂雄君）50か国以上が批准した中で、唯一の被爆国である日本が批准していないということで、この際に批准していくべきだと思うので、賛成である。
- 委員長（宮崎雅薫君）ただいま伺ったところ、各会派及び会派に所属していない議員全員から賛同を得るまでには至っていない。したがって、本案については、提起会派において、それぞれ各会派及び会派に所属していない議員との調整を進めていただくとともに、最終本会議前日の本委員会において、改めて全会一致に向けた調整を行い、その取扱いについて、協議、決定することとする。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

-
- 委員長（宮崎雅薫君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 令和3年度議会費当初予算について及び(2) その他について、事務局長から説明する。

- 事務局長（富士一成君）初めに、(1) 令和3年度議会費当初予算についてである。資料12ページ及び13ページの議会費予算事項別明細書をご参照いただきたいと思います。令和3年度における議会費の総額は、2億1,139万7,000円であり、前年度当初予算に対し662万1000円、3.0%ほどの減となっている。本資料に沿って節別に説明するが、記載の金額については読み上げないのでご了承願う。

まず、第1節報酬は、20人分の議員報酬である。2節給料は、事務局職員6人の給料で、3節職員手当等は、議員期末手当及び事務局職員の各種手当である。

4節共済費は、議員共済給付負担金及び事務局職員の共済組合負担金で、平成23年6月1日をもって廃止された議員年金は、経過措置として給付に要する費用の財源は毎年度、各地方公共団体が公費で負担することとなっており、今年度の負担率は前年度の35.4%から33.6%に下がっている。5節災害補償費は、科目設定で、7節報償費は、議員研修会の講師謝礼などの計上である。

8節旅費は、議員1人当たりの行政視察旅費12万円、調査活動旅費8万円のほか、各種議長会等出席のための旅費の計上で、9節交際費は、平成25年度から110万円を90万円としている。10節需用費は、新聞購読料、法規追録代、事務用品代、議会車ガソリン代、市議会だよりの印刷製本費などに係る経費が主なものである。11節役務費は、インターネット接続料などの通信運搬費等が主なものである。

1 2 節委託料は、会議録作成のための録音反訳や会議録検索システム、データ作成業務に係る委託料である。1 3 節使用料及び賃借料は、新年度は諏訪市での開催を予定している諏訪市議会との議員交歓研修会及び夏に開催予定の議員研修会へ参加するためのバスの自動車借上料や会議録検索システムのサーバー借上料及び議員控室の議員用パソコン借上料が主なものである。1 7 節備品購入費は、議会図書室用図書購入費で、1 8 節負担金補助及び交付金は、各種議長会等負担金の計上のほか、議員団体定期保険料を計上している。

以上が議会費の新年度予算の概要である。

最後の(2) その他であるが、特にない。

以上で、3 その他の説明を終わる。よろしくご協議のほど願う。

○**委員長**（宮崎雅薫君）まず、(1) 令和3年度議会費当初予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

○**3番**（四宮和彦君）諏訪市との交歓研修会であるが、具体的な日程については流動的なものかもしれないが、例年だと7月中旬以降だと記憶しているが、例年どおりで考えるとオリンピックの開催期間と重なる。その辺、伊東市の議員がオリンピックを開催している最中に諏訪市へ行っていいものなのかと思うが、この辺はどういう考えでスケジュールを考えていくのか。

○**事務局長**（富士一成君）基本的には諏訪市のほうから日程の打診があると思うが、現時点ではきていない。おそらくコロナの関係があり、決定に至れないと思うが、それを踏まえてこちらからも協議をしていくこととなるが、日程については代表者会議等で詰めていく必要があると思う。7月の開催というのはこれまでの経過等からも一番適した時期ではないかというところだが、それを過ぎると、日程的にも行政視察等との関係も出てくることから、どこら辺で調整できるかは今後、検討させていただきたいと思う。

○**委員長**（宮崎雅薫君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和3年度議会費当初予算についてを終了する。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許します。

○**3番**（四宮和彦君）議会の申し合わせ事項の見直しなども進めているので、その中で協議事項に含めていただくことも必要かなと思うが、今回、特別委員会中間報告があるが、特に今回の特別委員会はコロナの問題であり、非常に市民の関心が高いことでもあり、議会としてもしっかりとこの部分は取り組んでいるというアピールをしていくということも必要なのではないかと思う。これまでだと、配付したとおりで異議なしで終わっているが、例外的に、土地取得に

係る特別委員会の際に、委員長が経緯を説明した上で、登壇して報告をするということをやったことがあるので、毎回そうあるべきだとは言わないが、特別委員会の中間報告の在り方というのを、非常に重要な問題に関しては、報告の方法というのをある程度決めておいたほうがよいのではないかと思う。その辺を含めて今後やっていただきたいと思う。

○委員長（宮崎雅薫君）先ほどの代表者会議でも意見があり、そういった見直し——見直しだけではなく、議会活動活性化協議会にも既に提案されているものも含めて、3委員会あるものを2委員会になど、あるいは予算・決算の特別委員会を設けるなど、そういった検討をしていただきたいというようなご意見があった。また、正副議長や各代表者の皆さんと協議しながら、協議会でやるのがよいのか、議会運営委員会でやるのがよいのか、今の意見も参考にしながら、その辺も含めて協議をしていき、皆さんの意見を募りたいと思っている。

○議長（佐山 正君）12月定例会の時に、一般質問を取りやめたが、市民からコロナのことをなぜやらないのかという声が届いた。全員協議会で行うということのPRが足らなかった。今の意見も踏まえて、やるべきことはしっかりやっているということを市民にアピールすることも必要かなと感じている。

○事務局長（富士一成君）6月定例会の際に、この特別委員会の中間報告を登壇してやっていただいたという前例もあるので、決定いただければやっていく方向にはなると思う。

○委員長（宮崎雅薫君）報告することのボリュームにもよるかと思う。その辺は正副議長の判断を仰ぎながら行っていきたい。

○6番（重岡秀子君）12月定例会は一般質問が取りやめとなり、文書で回答をいただいたが、それと重複するような質問をしてよいのか。文書で第一答弁はいただいたが、やりたいテーマがあればやってよいのかを決めておいていただきたい。

○委員長（宮崎雅薫君）12月にこういうような回答をいただいたが、さらにこういうことを聞きたいということであれば何も問題はないと思う。ただ、文書での回答しかなかったからといって、同じ質問をして同じ回答をもらうというのはいかがなものかと思う。そこら辺は少し工夫していただければと思う。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和3年2月15日（月）午前10時57分（会議時間57分）

以上の記録を認める。

令和3年2月15日

委員長 宮崎 雅 薫